

# 告 発 状

東京地方検察庁特捜部長 殿

平成26年6月10日

## 1、告発人 市民連帯の会

代表 三井 環

住所 〒142-0051

東京都品川区平塚 2-9-1-104

電話 & FAX 03-3783-1148

携帯電話 080-3772-0932

## 2、被告発人

①衆議院議員 渡辺 喜美

住所 東京都千代田区永田町 2-1-2

衆議院第二議員会館 613号

## 3、告発事実

被告発人渡辺は、「みんなの党」の代表であるが、平成24年1

1月21日、吉田嘉明から政治活動資金として、5億円を借り受けたのにも関わらず、これを秘匿し、そのうちの2億5、000万円のみを政治資金収支報告書に記載し、もって虚偽記入をしたものである。

#### 4、罪名および罰条

虚偽記入、政治資金規制法第25条第1項第3号

#### 5、告発の経過

①、吉田嘉明（以下、会長という）は、化粧品、サプリメントなどの販売を業としている会社DHCの会長であるが、同社には、厚生労働省の天下り役員がいない上、厚生労働省の厳しい規制チェックに常日頃から不満を抱いており、官僚機構の打破、規制緩和を求めている。

他方、被告発人渡辺は、平成8年の衆議員総選挙において、栃木県第三小選挙区から立候補し初当選した、いわゆる二世議員である。

当初は自民党に所属していたが、平成21年1月に、自民党を離党し、同年8月には、「脱官僚」を政治理念とする「みんなの党」

を結成し、その代表となった。

吉田会長は、平成21年2月頃、知人の紹介で、被告発人渡辺と面談し、お互いに意気投合し、それ以後、親密な交際を始めた。

被告発人渡辺は、吉田会長を金づるとして利用し、他方、吉田会長は、脱官僚を政治理念とする被告発人渡辺を支援し、資金面でも協力することになって、官僚機構の打破を思考した。

同年春、被告発人渡辺が、「新党を立ち上げる資金がなくて困っている。地元の栃木に不動産があるので、買ってもらいたい」と、依頼し、吉田会長は言い値の1億8、458万円で、その物件を購入した。

②、平成22年7月11日公示の、参議院議員通常選挙が間近に迫った頃、被告発人渡辺は、吉田会長に、「参議員選挙のための資金を貸してほしい。3億円あれば助かります」と、政治活動資金（選挙資金を含む、以下、同じ）の融資方を依頼した。

吉田会長は、同年6月30日、自分の個人口座から、被告発人渡辺が指定した「りそな銀行衆議院支店、渡辺喜美名義口座」に3億円を振込んだ。吉田会長は、被告発人渡辺に3億円を政治活動資金として貸与し、被告発人渡辺は、これを借り受けた。

ところが、本件の実態は、「みんなの党」の借受金の穴埋めであった。したがって、政治活動資金としては、ほとんど使われていない。

すなわち、平成22年3月26日、Aから5、000万円を借り受け、3日後の同月29日、「みんなの党」に貸し付けた。

6月18日、Aから4、000万円、Bから2口、各4、000万円合計8、000万円をそれぞれ借り受け、それらの合計額1億2、000万円を、3日後の、同月21日に「みんなの党」に貸し付けた。

上記「みんなの党」の借入金は、いずれも政治活動資金として、使ったと思われる。

6月30日、上記の政治活動資金を、吉田会長から3億円を借り受けた後の、7月13日、Aに9、000万円、Bに8、000万円を返済し、AとBからの借入金合計1億7、000万円の全額を返済した。

12月29日、3億円の借り受け分の返済として、吉田会長に8、000万円を返済した。

上記合計1億7、000万円の借入金は、被告発人渡辺が、直

接交渉したものなのか、他の人が交渉したものなのか、借入金全額を収支報告書に記載したものなのか、その一部だけを収支報告書に記載したものなのか、告発人にはわからない。

特捜部において、捜査すれば、容易にその点は解明される。もし、借入金の一部のみを収支報告書に記載したものであれば、後記の5億円の事件と同様に、政治資金規制法の虚偽記入の犯罪が成立する。その場合には、特捜部において、認知立件すれば足りる。

参議院議員の政治活動資金として、吉田会長から3億円を被告発人渡辺は借り受けたにも関わらず、吉田会長から借り受けた以前の借受金の返済や、吉田会長からの借受金の返済に充当している。

吉田会長は、政治活動資金として貸与した。被告発人渡辺は、上記のように、参議院の政治活動資金として借りたい旨、吉田会長に伝え、その旨を信用した吉田会長は、政治活動資金として3億円を貸与した。もし、吉田会長が、3億円を「みんなの党」の借受金の返済に充てる意図であることを知っていたならば、貸与しなかったであろうと考えられる。

被告発人渡辺の上記行為は、詐欺罪を構成する余地があるが、本件3億円については告発しない。

- ③、平成24年3月頃、被告発人渡辺は、吉田会長の病室を訪ね、「次の総選挙で維新の会と全面的に選挙協力をすることになった。両党で100人以上は当選する可能性がある。20億円ほど、お借りできませんか」と、政治活動資金の融資方の依頼をした。その後、「みんなの党」と「維新の会」との連帯はご破算になった。

被告発人渡辺は、その後、電話で吉田会長に、「5億円でいいことになりました」と、政治活動資金の融資方の依頼をした。

同年11月19日、被告発人渡辺は、自己の携帯電話メールで、「衆院選の公認候補は60人になりました。手持ちが5億円ありますが、あと5億円必要です。融資していただけないでしょうか」と、再度、選挙活動資金の融資方の依頼をした。

平成24年12月16日、衆議院議員総選挙が公示された。

その約1か月前、被告発人渡辺は、自己の携帯電話メールで5億円の政治活動資金を依頼した。その2日後の、11月21日、被告発人渡辺の政治活動資金の融資方の依頼を了解した吉田会長は、上記被告発人渡辺の銀行口座に5億円を振込んだ。

吉田会長は、被告発人渡辺に、政治活動資金として5億円を貸与し、被告発人渡辺は、それを借り受けた。

11月30日、5億円のうち、2億5、000万円を被告発人渡辺は、「みんなの党」に貸し付けた。その旨、収支報告書に記載した。残りの2億5、000万円は裏金として処理された。そのうち、2億円は、被告発人渡辺の妻名義の口座に、12月3日、入金され、裏金処理された。

残り5、000万円も裏金として処理されたが、その使途は、告発人にはわからない。特捜部において、捜査すれば明らかになるものと思われる。

5億円を吉田会長から借り受けた後に、被告発人渡辺は、何回にもわたって、謝礼の趣旨の携帯電話メールを吉田会長に発信した。

収支報告書に記載した2億5、000万円の政治活動資金で、衆議院選挙が戦えたものと思料される。

裏金に回した2億5、000万円は、政界再編にあたっての急な出資に備えた軍資金だと思料される。それが政治活動資金であることに疑いの余地はない。

そもそも、上記のように、5億円は一体不可分なものとして、政治活動資金として借り受けたものである。将来の急な出資に備えての裏金をプールしたとしても、それが政治活動資金であることに変わりはない。

収支報告書に記載した2億5、000万円、あるいは裏金処理した2億5、000万円の用途は、搜索差押を実施して、物読みした後、捜査をつくせば、ある程度その用途は解明出来るものと思われる。用途が特定出来れば、場合によっては、他の犯罪を構成する場合があるかもしれない。その場合は、特捜部において認知立件すれば足りる。

告発人としては、5億円の虚偽記入で告発した次第である。それが唯一の争点である。

6、本件犯行は、平成26年3月26日発売の「週刊新潮」で報道され、公になった。

吉田会長は、「週刊新潮」に対して、本件の事実関係を告発をした。吉田会長がどういう理由で告発したのか、それは定かでないが、極めて、詳細かつ具体的である。

本件は吉田会長の全面的協力が得られる事案である。特捜部とし



ても外堀がすぐ固められ、非常に捜査はやりやすい。被告発人渡辺は、「個人的な借入金であって、選挙運動にも、政治活動にも支出していない」旨、強弁し、「みんなの党」調査チーム「報告書」も、同趣旨の見解を示している。

しかしながら、2億5、000万円が政治活動資金として、収支報告書に記載されていることからしても、その主張は詭弁である。被告発人渡辺は、本件が発覚した後の4月に吉田会長から借り受けた8億円を全額返済した。

借りたものを、返済するのは当たり前であって、返済したことが、被告発人渡辺の犯罪に対し、何ら影響を及ぼすものではない。

被告発人渡辺は、「みんなの党」の代表を辞任したものの、議員辞職はしておらず、虚偽記入の金額も多額であって、反省の情も全く窺えない。関係個所を捜索差押え、被告発人渡辺を逮捕・勾留して、事案の真相解明し、公判請求をされたい。